

笠岡市自治基本条例

市民起点・市民主体・市民の目線・行政と市民の協働
＝ 自ら考え 自らの責任のもとに 自ら行動する ＝

自治基本条例とは

平成12年の地方分権一括法の制定により、全国の自治体は自主的・主体的に行政運営を行うこととされました。こうした変化に対応して、市民、及び、住民の意思を反映した行政運営を行うための基本的な条例が必要であるとの考えから制定したのが『自治基本条例』です。

これまでに平成15年には「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例」そして、平成19年に「笠岡市安全・安心まちづくり協働推進条例」を定めていますが、自治基本条例はさらに一歩進め、笠岡市が「まちづくり」を進めていく上で、その基本となる考え方・理念を明記し、誰がどのような役割を担い、どのような方法で行っていくのかを定めた条例で、この自治基本条例に定める理念は笠岡市の全ての条例に生かされます。

それゆえ、自治基本条例は、「まちの憲法」とも呼ばれ、最高規範性を持つものです。市民の皆さん、全員でしっかりと確認したいものです。

「条例」とは国が作るルールが法律と呼ばれるのに対して、県や市が作るルールのことを言います。

自治基本条例のポイント

- ① 笠岡市の自治運営の仕組みをわかりやすく示しています。
- ② 笠岡市の行政運営の総合的な指針となります。(基本理念・基本原則の明示)
- ③ 自治(笠岡市)の担い手である市民、市議会、市の執行機関の役割と責務を規定しています。
- ④ 市民参加と協働によって市民主体の自治を推進していくことを定めています。
- ⑤ 地方自治法に定めがありますが、あえて分かりやすく「住民投票制度」について定めています。
- ⑥ ホームページに条例全文と項目ごとの解説を掲載しています。

自治基本条例の構成

前 文 (わかりやすく親しみを持てるよう「ですます調」としています。)

第1章 総則

1. 目的
2. 最高規範性
3. 定義

第2章 基本原則

4. 自治の基本原則

第3章 市民の役割

5. 市民の権利
6. 市民の責務
7. 地域コミュニティ

第4章 市議会及び執行機関の役割

8. 市議会の責務
9. 市議会議員の責務
10. 執行機関の責務
11. 市長の責務
12. 市職員の責務

第5章 市政の運営

13. 計画的な市政運営
14. 開かれた市政運営
15. 個人情報保護
16. 適切な行政手続
17. 行政評価
18. 説明責任
19. 危機管理

第6章 参加及び協働

20. 市民参加
21. 協働のまちづくり
22. 教育委員会と地域との連携協力

第7章 財政

23. 健全な財政運営
24. 財政状況等の公表
25. 財産の管理
26. 監査

第8章 住民投票

27. 住民投票

第9章 国、県、他の地方公共団体等との関係

28. 国及び県との関係
29. 他の地方公共団体等との関係

第10章 その他

30. 条例の見直し
31. 委任

前文・基本理念

前文は、条例制定にあたっての基本的な認識、決意表明、条例の趣旨について述べています。

瀬戸内海に臨む大小30有余の多島美やカブトガニの繁殖地、大干拓地など地理的な特色をはじめ、笠岡市の現状と課題の認識、課題解決のための方法として、市民主体の自治の基本理念を述べています。

自治の基本理念は「私たち市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動すること」と決めました。

総括的な前文のみ、通常の条例用語と異なり、わかりやすく親しみやすい「ですます調」としました。

1 目的

この条例は、笠岡市における自治の基本理念を明らかにするとともに、主権者である市民と市議会及び市の執行機関の役割と責務、参加と協働による自治のあり方、市政運営の基本的な事項を定め、市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

2 条例の位置づけ

笠岡市の条例に上下関係はありません。しかしながら、他の条例等の制定、改廃及び運用にあたっては自治基本条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければなりません。

よって、この条例は、笠岡市が定める最高の規範です。

3 定義

この条例において用いる次の用語については、「定義」付けを行い、この語は、このような意味ですということを明確にしました。

定義付けした用語

1. 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいいます。
2. 市 住民、市議会、執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいいます。

3. 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を言います。
4. 協働 市民、市議会及び執行機関が自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力すること。
5. 地域コミュニティ 互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団

4 自治の基本原則（4点）

基本理念に基づいて、様々な施策を講じていく上で最も大切にしなければならない次の4点を「基本原則」と決めました。

1 自主及び自立の原則

笠岡市は自立した自治体として、国及び岡山県との適切な役割分担のもと、自らの判断と責任において自治を推進します。

2 人権尊重の原則

笠岡市・笠岡市民は、人権が尊重され、公正公平かつ平等な自治を推進します。

3 参加及び協働の原則

笠岡市・市民は自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働して市民主体の自治を推進します。

4 情報共有の原則

市議会及び執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民とともに共有します。



5 市民の権利

市民の権利として基本的なものを4点定めました。

1. 市民は快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を持ちます。
2. 市民は市政に参加する権利を持ちます。
3. 市民は市政の情報を知る権利を持ちます。
4. 市民は納税の義務を負うとともに適正な行政サービスを受ける権利を持ちます。

6 市民の責務

「義務」は法的に強制されますが、「責務」は市民が主体的に果たすべきものです。市民がどのような役割を担い、努力する責務があるのか4点定めました。

1. 市民は互いに尊重し、協力して自治の推進を主体的、自覚的に担う責務を持ちます。
2. 市民は市政に参加するにあたって、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。
3. 市民は社会的責任を自覚し、安全で潤いのあるまちづくりを推進しなければなりません。
4. 市民は納税の義務を負うとともに、市政運営に要する費用について応分の負担をしなければなりません。

7 地域コミュニティ

「地域コミュニティ」に対する市民、執行機関、市議会の関わり方について、定めました。

1. 市民は住民自治組織によるコミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り、育てるよう努めます。
2. 執行機関は地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、笠岡の地域性、独自性に富んだ活動を政策に生かし、また支援をします。
3. 市議会は地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。

8 市議会の責務

市議会は笠岡市の意思決定機関として市民の意思を的確に反映した意思決定を行うとともに、市政の運営に関し、執行機関を監視する役割を持ちます。そのことは地方自治法に規定されていますが、あえて、より身近な条例で市民に対する責務として規定しました。

1. 市議会は「自治の基本原則」（4の項に記載）にのっとり、市民主体の自治を推進します。
2. 市議会は開かれた議会運営（会議の公開・議事録の公開等）に努め、保有する情報を市民に対して公開しなければなりません。

9 市議会議員の責務

市議会は市議会議員によって構成されることから、議員の責務を定めました。

議員は、表決その他の議会活動に関し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の信託に応え、誠実に職務を遂行しなければなりません。

10 執行機関の責務

1. 執行機関は、まちづくりに関する重要な政策の形成、執行、評価等の過程において市民からの提案、意見、要望等を反映させる努力をしなければなりません。
2. 執行機関は、市民からの質問、意見、要望等に対して、速やかに、かつ、誠実に対応しなければなりません。

11 市長の責務

市長は市を統括し、これを代表します。

（地方自治法第147条）

また、市長は市の事務を管理し、及び、これを執行する権限を持ちます。

（地方自治法第148条）

そこで、執行機関のうち市長の責務を明文化します。

1. 市長は、自治基本条例を遵守し、市民の信託に応え、公正・公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。
2. 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望や方針を示し、その実現に取り組まなければなりません。
3. 市長は市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市職員の能力向上に努めなければなりません。
4. 市長は、市民にわかりやすく、効果的かつ機能的な組織体制をつくらなければなりません。

12 市職員の責務

1. 市職員は市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正・公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。
2. 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければなりません。

市政の運営

執行機関は、広報及び広聴の機能を一体的に発揮することにより、市民の意向を的確にとらえ、市民の目線に立った市政の運営を行わなければなりません。

そのために、次の13～22までの10項目の運営基本を定めます。

13 計画的な市政運営

執行機関は自治の基本理念に則って、市政の基本構想を定め、総合的・計画的な市政運営をしなければなりません。

14 開かれた市政運営

執行機関は市民にわかりやすいかたちで保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政運営を行わなければなりません。

15 個人情報の保護

市議会及び執行機関は、個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

16 適切な行政手続

執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を守るために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行わなければなりません。

17 行政評価

執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもと、行政評価を実施し、市政の運営に反映させなければなりません。同時に、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

18 説明責任

執行機関は、重要な条例及び計画の策定等を行うときは、これらに関する情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明しなければなりません。同時に市民からの意見、要望、提案等に対して速やかに対応しなければなりません。

19 危機管理

市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保等に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の強化のために、市民及び関係機関と協力、相互支援を図らなければなりません。

20 市民参加

1. 市民は、市政に関わる政策等の立案・実施及び評価のそれぞれの過程において自主的に参加するものとします。
2. 執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。
3. 市民、市議会及び執行機関は、男女共同参画のもとに市民主体の自治を推進しなければなりません。

21

協働のまちづくり

1. 市民及び市は、互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めなければなりません。
2. 市議会及び執行機関は、協働のまちづくりを推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければなりません。

22

教育委員会と地域との連携協力

1. 教育委員会は地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を生かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行います。
2. 教育委員会は地域及び市長と連携協力し、地域コミュニティを核とした地域づくりを進めるよう努めなければなりません。

財 政

財政に関しては次の23～26までの項目を定めました。

自治基本条例の第11条第2項で、市長は市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければならないとし、第13条では執行機関は、基本計画を策定しなければならないと定めています。

この基本計画に基づき計画を実現するためには、財政的な裏づけが必要です。自治運営の持続的な発展を可能とするための健全な財政運営の定めです。

23

健全な財政運営

市長は基本計画に基づき、中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保ならびにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、健全な財政運営を行わなければなりません。



24

財政状況等の公表

市長は市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表しなければなりません。これは行政の透明性の確保のためです。また、市民は公表された市の財政計画及び財政状況を十分に理解することが必要とされます。

25

財産の管理

市長は市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。

26

監 査

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る監査等に当たっては適法性、妥当性、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとします。

27

住民投票

住民投票制度は、住民が市政に参画する究極の仕組みと言えます。住民投票に関しても地方自治法に定めがありますが、より身近なものとするために自治基本条例に改めて決めました。

1. 市長は笠岡市政に関わる重要な事項について住民の意思を市政に反映するため住民投票を実施することができます。
2. 市民・市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
3. 市長は、住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。
4. 市長は、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を実施することができます。
5. 議員は、法令の定め（地方自治法第112条の2）により、議員の定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を発議することができます。
(議案提出権)
6. 選挙権を有する住民は、法令の定め（地方自治法第74条1）により、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。
(住民の条例制定請求権)

28 国及び県との関係

国及び県と笠岡市との関係について定めまし
た。

「国は、住民に身近な行政はできる限り地方自
治体に委ねることを基本とし、地方自治体の自
主性、自立性が十分発揮できるようにしなけれ
ばならない。」（地方自治法第1条の2第2項）

「県と市はその事務を処理するに当たっては相
互に競合しないようにしなければならない。」
（地方自治法第2条第2項）の定めを基本に、市
は国及び県と対等の関係の立場に立って、適切
な役割分担を行い、自立した地方自治を確立す
るよう努めなければなりません。

29 他の地方公共団体との関係

1. 市は、他の市町村や地域コミュニティ・N
PO等の関係機関との共通課題又は広域課
題に対して、自主性を保ちながら連携し協
力し合いながら、解決に向けて取り組まな
ければなりません。

2. 市はそれらの課題を解決するために、他市
町村と共同で組織を設けることができると
し、合わせて、地方公共団体ではない関係
機関とも共同で組織を設けることができ
ると決めました。

30 条例の見直し

自治の担い手である市民は、自治基本条例を
最高規範性を有する条例として受け入れます。

市長は必要に応じて、各条項が条例の基本理
念を踏まえ、社会情勢に適合しているかどうか
検証します。その結果、見直しが適当であると
判断したときは本条例を見直し、改正します。

31 委任



この条例の施行に関し
て必要な事項は市議会及
び執行機関が別に定める
こととなりますので、そ
れぞれ「規則で定める」
という規定を設けていま
す。

附則・施行日

自治法の運営、手法、それぞれの機関の役
割、分担等、今日まで地方自治法の定めにより
行っていますが、改めて自治の基本理念、基本
原則等をより市民に身近な条例として明文化し
ました。約1年6ヶ月の論議期間を設け、約
200項目に及ぶ市民意見等をいただく中で、本
条例は作成され、平成20年3月議会で可決され
ました。

「まちの憲法」と言われ、最高規範性を持つだ
けにこれから必要な例規等の整備・検討を行う
とともに自治の担い手である市民の皆さん方へ
の周知を図る期間として、議会可決から6ヶ月
を経た10月1日を施行日とし、「自ら考え、自
らの責任のもとに、自ら行動する」理念等、本
条例の実効性を確保します。

＝ 最後 に ＝

本条例を制定する意義は、笠岡市が自立し
た活動をしていくために、地方政府の1つと
して政策決定手続きやこれに伴う法運用の基
本について、自らの意思と責任で、憲法に当
たる条例を創っておくこと、つまり、自治体
運営のルールを改めて再確認しておくことに
あります。

笠岡市全体や、自らが住む地域のあり方を
地域住民自身、そして、市職員が創造的に考
えていく時代となっています。

地域や市民団体が政策づくりをし、これを
実施に移すときの法的ルール化でもありま
す。住民・市民の市政参加と協働の仕組みを
定める条例と言えます。

この条例の明確化によって、次の4点の効
果を期待しています。

- ① 笠岡市の市政運営の仕組みがわかりや
すく示される。
- ② 笠岡市の行政運営の総合的指針とな
る。
- ③ 他の条例を定める指針となり、行政運
営の根拠が明確となる。
- ④ 住民・市民の参画や方法が明示され、
自治意識の高揚につながる。

ぜひ皆さんで本条例の意義をご確認ください。